

## 平成20年度新規施策

都市公園のバリアフリー化等に課題があり、その改善を図るために目標を定め、統合補助事業の事業計画（H20～H24）において、複数箇所での公園施設のバリアフリー化等を実施する事業。

**5年間での合計国費が7,500万円**（=1,500万円×5年）以上の事業であれば、**複数の都市公園でのバリアフリー化のための整備を1事業**とみなし、統合補助事業計画区域内の**1人あたりの公園面積に関わらず**緊急支援。

## 施策の効果

都市公園のバリアフリー対策等が遅れている都市において、**計画的な整備が可能**となり、バリアフリー新法に基づく「**移動等円滑化の促進に関する基本方針**」の目標達成に向けた取組が推進される。

### 移動等円滑化の促進に関する基本方針

#### 都市公園における移動等円滑化の目標

##### 園路及び広場

平成22年までに、園路及び広場が設置された都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす園路及び広場が設置された都市公園の割合を**約45%**とする。

##### 駐車場

平成22年までに、駐車場が設置された都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす駐車場が設置された都市公園の割合を**約35%**とする。

##### 便所

平成22年までに、便所が設置された都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす便所が設置された都市公園の割合を**約30%**とする。

# 都市公園バリアフリー化緊急支援事業のイメージ

## バリアフリー化率の目標の設定

都市公園のバリアフリー化に課題がある市町村においては、緊急的にバリアフリー化を図るため、統合補助事業計画（H20～H24）においてバリアフリー化の目標を定める。

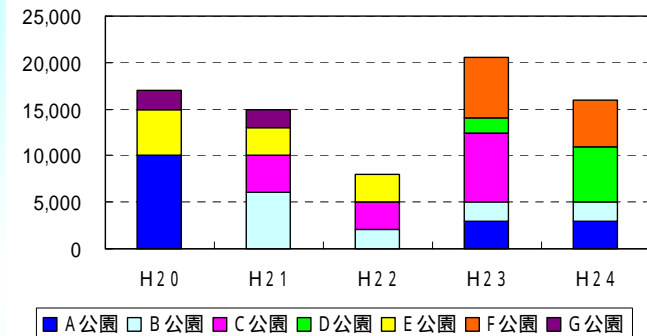
	園路及び広場			駐車場			便所			新たにバリアフリー化される公園
	園路及び広場の設置公園数	移動等円滑化基準への適合公園数	バリアフリー化率	駐車場の設置公園数	移動等円滑化基準への適合公園数	バリアフリー化率	便所の設置公園数	移動等円滑化基準への適合公園数	バリアフリー化率	
H19	27	6	22%	3	0	0%	14	1	7%	
H24	27	13	48%	3	2	67%	14	6	43%	7公園

人口約5万人の都市を対象とした目標設定のイメージ

## バリアフリー化事業の実施計画に基づく事業の実施

統合補助事業計画において、5カ年における事業実施箇所及び整備内容、概算事業費を定める。

	H20	H21	H22	H23	H24	合計
総事業費(千円)	34,000	30,000	16,000	41,000	32,000	153,000
国費(千円)	17,000	15,000	8,000	20,500	16,000	76,500
A公園	トイレ 駐車場			園路	園路	
B公園		トイレ	園路	園路	園路	
C公園		園路	園路	トイレ		
D公園				園路	園路 トイレ	
E公園	トイレ	園路	園路			
F公園				駐車場	園路	
G公園	園路	園路				



左: スロープ設置の例

右: 多機能便房設置の例

## 都市公園移動等円滑化基準

基準適合の判断は各公園管理者が行うこととなるが、調査時点で各基準のうち「やむを得ない場合」の判断が確定していないものについては、当面の間は「やむを得ない場合」の基準で判断することとする。

### (1) 園路及び広場

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第3条)

特定公園施設となる園路及び広場の定義

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条)

都市公園の園路及び広場のうち、都市公園の「出入口及び駐車場」と「主要な公園施設及び特定公園施設」の間の経路となる園路及び広場が特定公園施設となる。

このため、全ての園路及び広場ではなく、特定公園施設である園路及び広場について、1経路以上を都市公園移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

主要な公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行規則第2条第2項）

主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるもの。

主要な施設が複数該当する場合、そのうち1以上と接続する園路及び広場が特定公園施設となる。

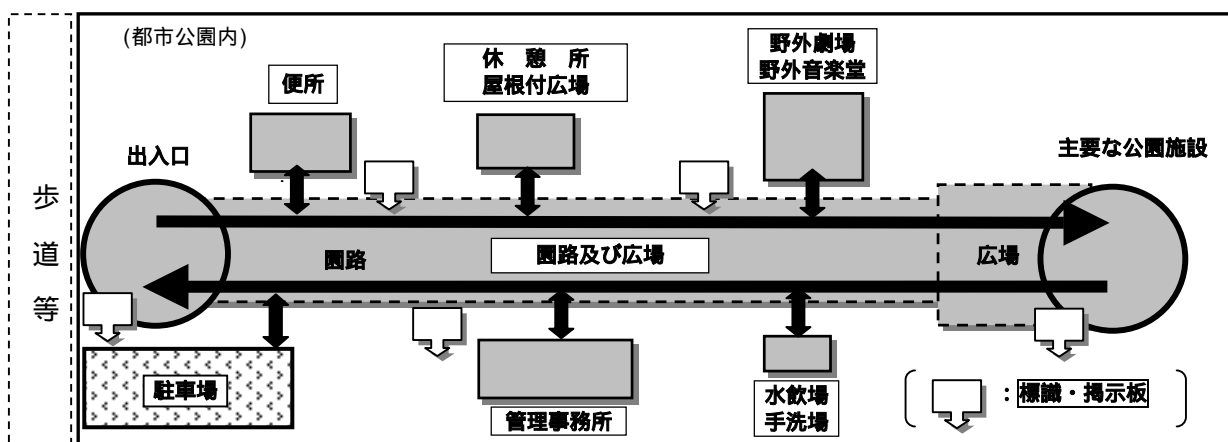
特定公園施設との接続

#### 接続

- 都市公園移動等円滑化基準に適合した（バリアフリー化された）特定公園施設が設置されている場合、園路及び広場はバリアフリー化された各特定公園施設と1以上接続しなければならない。（ただし、掲示板、標識は除く）
- 例えば、便所と手洗場がそれぞれ2箇所以上設置されており、便所と手洗場のうちそれぞれ1箇所がバリアフリー化されている場合は、便所と手洗場について、それぞれ1箇所以上園路及び広場と接続する必要がある。

特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条）  
 特定公園施設は、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー新法の政令に定める以下の12の公園施設。

園路及び広場	便所
屋根付広場	水飲場
休憩所	手洗場
野外劇場	管理事務所
野外音楽堂	掲示板
駐車場	標識



園路及び広場と主要な公園施設・特定公園施設との接続の概念図

### 園路及び広場の基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合させる。

#### 出入口

- ・ 幅は120cm以上。ただし、やむを得ない場合は90cm以上。
- ・ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は90cm以上。
- ・ 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保。やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

本調査における「段がない」とは、原則として段差0cmとするが、縁石の切り下げ部等、構造上やむを得ない場合や危険防止の観点から必要な場合等は、2cm以下を段がないものとみなす。（以下の段の基準についても同じ）

- ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。

## 通路

- ・ 幅は180cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、5.0m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とする。
- ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。
- ・ 縦断勾配は5%以下。やむを得ない場合は部分的に8%以下まで可。
- ・ 横断勾配は1%以下。やむを得ない場合は部分的に2%以下まで可。
- ・ 路面は、滑りにくい仕上げとする。

## 階段

(傾斜路の併設)

- ・ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設。ただし、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(階段の構造)

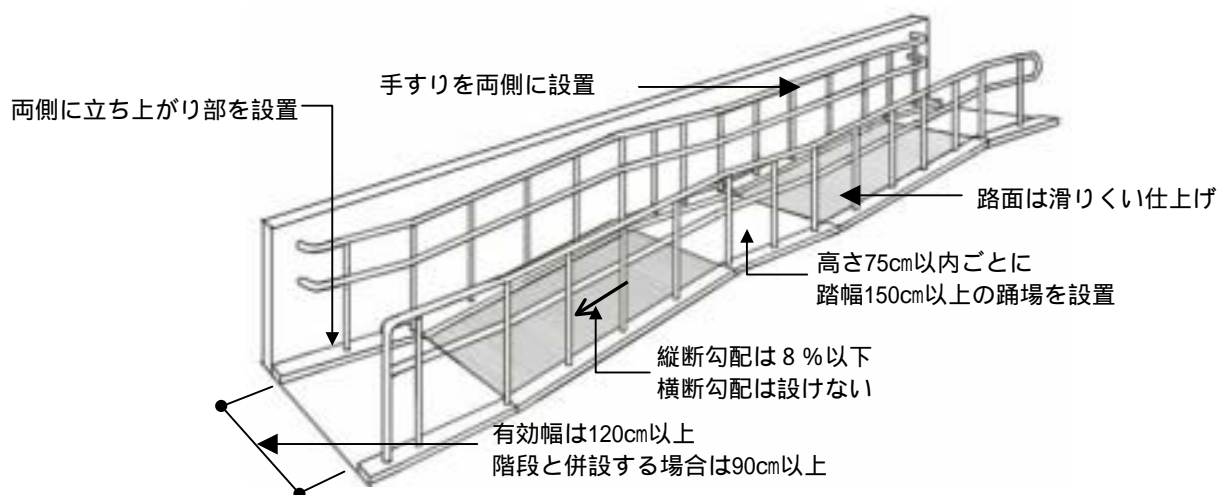
- ・ 手すりを両側に設置。やむを得ない場合はこの限りでない。
- ・ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。
- ・ 回り段がないこと。やむを得ない場合はこの限りでない。
- ・ 踏面は、滑りにくい仕上げとする。
- ・ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。
- ・ 階段の両側に立ち上がり部を設置。側面が壁面である場合はこの限りでない。

## 傾斜路

- ・ 幅は120cm以上。階段又は段に併設する場合は90cm以上。
- ・ 縦断勾配は8%以下。
- ・ 横断勾配は設けない。
- ・ 路面は、滑りにくい仕上げとする。
- ・ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。
- ・ 手すりを両側に設置。やむを得ない場合はこの限りでない。
- ・ 傾斜路の両側に立ち上がり部を設置。側面が壁面である場合はこの限りでない。

### 転落防止

- ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロック、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。



### 傾斜路の移動等円滑化のイメージ

## (2) 駐車場

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第7条)

### 車いす使用者用駐車施設の設置数

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の「車いす使用者用駐車施設」を設置する。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

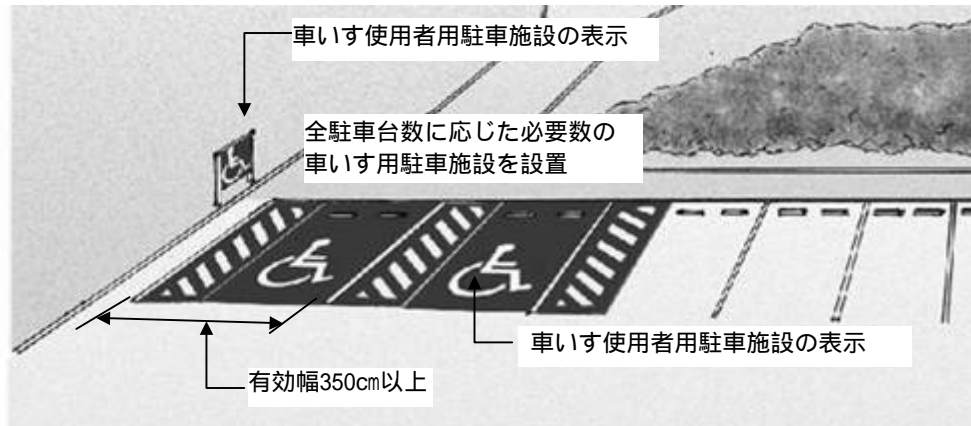
### 車いす使用者用駐車施設の基準

#### 幅

- ・ 幅は350cm以上。

**表示**

- ・車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をする。（下図では施設内と付近の両方で表示しているが、どちらか一方で基準適合。）



車いす使用者用駐車施設のイメージ

(3) 便所

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第8～9条)

全ての便所に係る基準

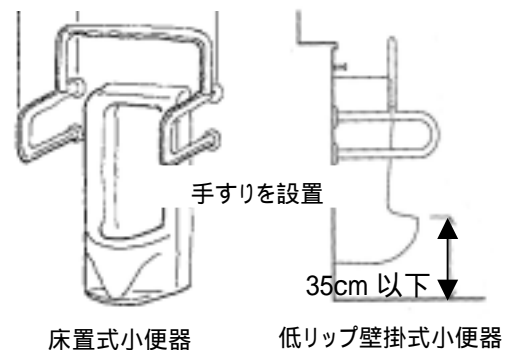
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、以下の基準を満たすこと。

**表面**

- ・床の表面は、滑りにくい仕上げとする。

**男子用小便器**

- ・男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のもの）その他これらに類する小便器を設け、手すりを設置。



1以上の便所（又は便房）に係る基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を

設ける場合、1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房（以下、「多機能トイレ」という）を設置。

（便房については、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所に1以上設置。）

#### 多機能トイレの基準

##### < 便所の基準 >

###### 出入口

- ・ 幅は80cm以上。
- ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がない。
- ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。
- ・ 多機能トイレが設けられていることを表示する標識を設置。

###### 戸

- ・ 戸を設ける場合は、幅は80cm以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

###### 広さ

- ・ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。

##### < 便房の基準 >

###### 出入口

- ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がない。
- ・ 多機能トイレが設けられていることを表示する標識を設置。

###### 設備

- ・ 腰掛便座及び手すりを設置。
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置。